

第2章 緑の基本計画の目標

ここでは、本計画がめざす緑のまちづくりの理念と将来像およびこれを実現するための基本方針や緑地の配置方針の考え方について示します。

1 理念と緑の将来像

(1) 理念

本計画では、市民にとって身近な緑を増やし、まちの景観や風格を向上させ、生物多様性の保全や都市環境を改善することに配慮しながら緑の量を確保するとともに、地域特性に応じた緑の質を維持・向上させることをめざします。

また、市民が緑とふれあうことにより健やかに暮らし、緑を介して笑顔があふれ、誰もがいつまでも住んでいたいと思えるまちをめざします。

【大目標】

「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」

(第4次大東市総合計画より)

(2) 将来像

上記の理念のもと、将来における緑の具体像として、目標年次（平成42年）の本市の緑の将来像として、「みんなで育む緑のまちづくり ～笑顔で住み続けられるまちをめざして～」を掲げ、その実現をめざしていきます。実現をめざすまちの姿について、具体的には以下のようなまちをイメージしています。

- 緑を通じてにぎわいを感じられる暮らしがある、緑が溶け込んだまち
- 公園でのスポーツなどを通じて地域の人同士の交流が生まれ、人のあたたかさを感じられる暮らしのある、緑がはぐくむ健やかなまち
- 緑によって水郷景観や歴史的まちなみを際立たせることで、大東にしかない歴史文化の面白さを味わえる暮らしのある、緑と地域資源による魅力的なまち
- 公園の花壇の世話などを通して緑に触れられる機会が増えることで、地域の人同士の交流が生まれ、人のあたたかさを感じられる暮らしのある、緑とふれあう楽しいまち

【緑の将来像】

みんなで育む緑のまちづくり
～笑顔で住み続けられるまちをめざして～



緑が溶け込んだまち



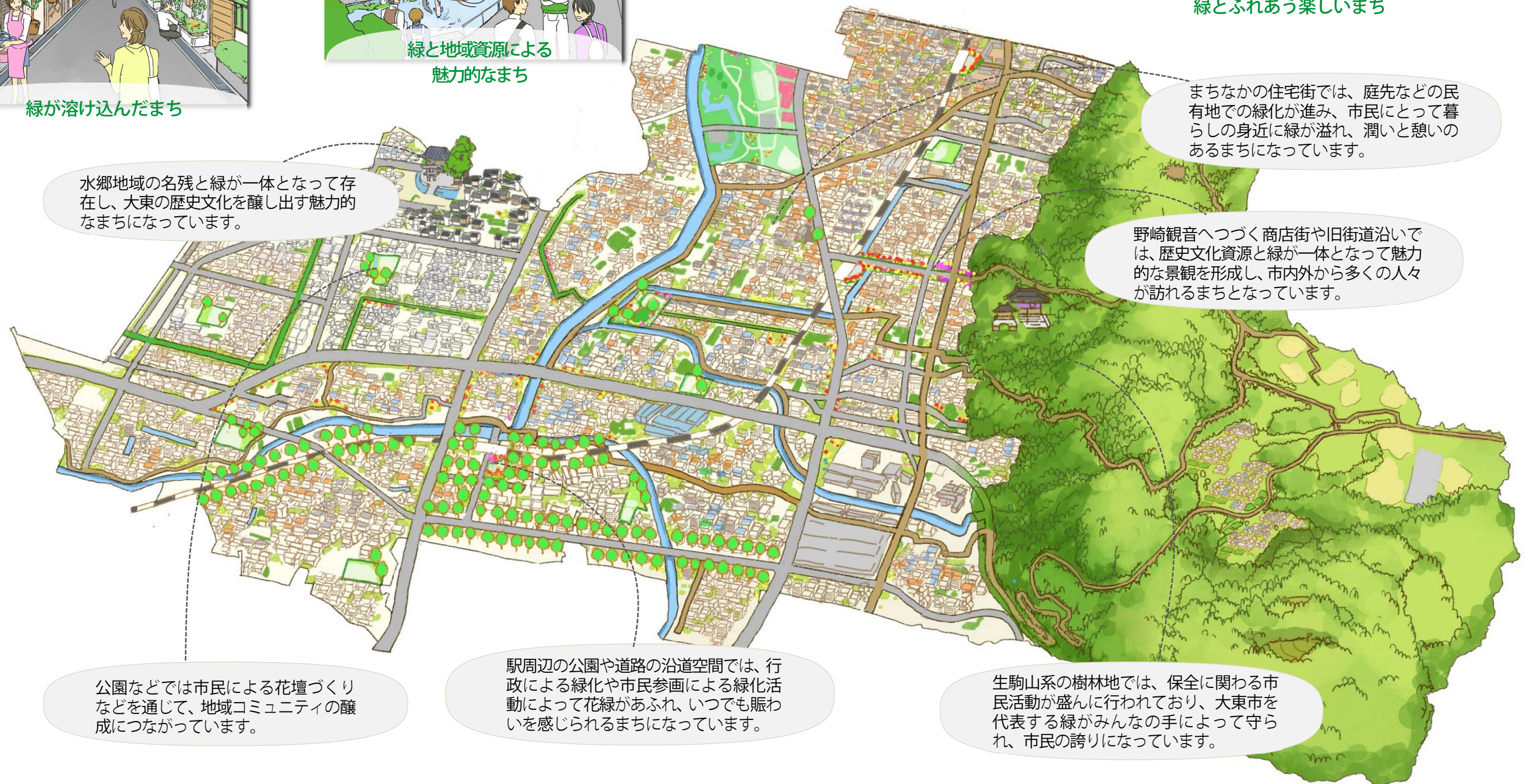
緑と地域資源による
魅力的なまち



緑ははぐくむ健やかなまち



緑とふれあう楽しいまち



水郷地域の名残と緑が一体となって存在し、大東の歴史文化を醸し出す魅力的なまちになっています。

まちなかの住宅街では、庭先などの民有地での緑化が進み、市民にとって暮らしの身近に緑が溢れ、潤いと憩いのあるまちになっています。

野崎観音へつづく商店街や旧街道沿いでは、歴史文化資源と緑が一体となって魅力的な景観を形成し、市内外から多くの人々が訪れるまちとなっています。

公園などでは市民による花壇づくりなどを通じて、地域コミュニティの醸成につながっています。

駅周辺の公園や道路の沿道空間では、行政による緑化や市民参画による緑化活動によって花緑があふれ、いつでも賑わいを感じられるまちになっています。

生駒山系の樹林地では、保全に関わる市民活動が盛んに行われており、大東市を代表する緑がみんなの手によって守られ、市民の誇りになっています。

2 基本方針

本計画の基本理念に基づき、緑の将来像を実現するためには、多くの人が関わるなかで、大切な緑をまもり、次世代につたえ、緑をつくり、緑をむすび、緑や緑に関わる人をはぐくみ、緑をいかすことが求められます。そこで、本市の緑に関する取り組みについて、以下の通り3つの基本方針を設定します。

基本方針
1

緑をまもる・つたえる

基本方針
2

緑をつくる・むすぶ

基本方針
3

緑をはぐくむ・いかす

基本方針
1

緑をまもる・つたえる

- ・大東市の印象的な緑をまもります。
- ・防災面で重要となる緑をまもります。
- ・市民の暮らしとともにある、身近な緑をまもります。
- ・緑を継承し、次世代につたえます。

本市を代表する生駒山系の樹林地や寝屋川をはじめとした河川・水路、公園緑地といった緑について、環境面や防災面など緑のもつ多様な機能を維持し、風格のある緑として保全を図ります。

防災の観点から、防災拠点となる公園やオープンスペースおよび避難路となる道路・緑道の緑の確保や、府の条例等に基づいた災害の防止と生活環境の保全を目的とした生駒山系の保全*等、安全安心を育む取組を進めます。

歴史文化資源とともにある保護樹木・樹林や農地などといった市民の暮らしの身近に存在する緑の保全を図ります。

生物多様性の保全の観点から、生駒山系の緑など動植物の生息・生育環境として重要な緑の保全や、生態系の維持やレクリエーション、景観保全など多様な機能をもつ里山の緑をまもり、次世代につたえます。



市民目線の効果

- ・自分のまちに誇りを感じられるようになります。
- ・災害への不安に対して、安心して暮らせるようになります。
- ・身近に緑があり、うるおいを感じながら暮らせるようになります。
- ・子どもたちの将来に安心感をもてるようになります。

※大阪府では、「災害の防止」と「生活環境の保全」を目的に、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」を平成26年12月26日に、同施行規則を平成27年4月3日に制定し、平成27年7月1日から施行しています。

緑をつくる・むすぶ

- ・子育てや健康づくりなど、地域の実情にあわせた公園の再整備を進めます。
- ・未着手の都市計画公園を見直します。
- ・公共用地を緑でむすび、緑の連続性を確保します。

身近な公園緑地においては、子育て支援や健康づくりなど、地域特性に応じて必要とされる公園の機能を見直し、再整備を進めます。

住宅地の庭先や企業の敷地内等、民間の活力を活かした民有地の緑化、駅前広場や道路等の公共用地の緑化、緑道や水路散策路、歴史街道など緑のネットワークの確保により、市民にとって身近な緑の充実を図ります。



市民目線の効果

- ・市民がライフスタイルに合わせて快適に公園を利用できるようになります。
- ・歩いて楽しい暮らしを送れるようになります。

基本方針
3

緑をはぐくむ・いかす

- ・ 緑にかかわることの楽しさを伝え、緑化活動を担う人材をはぐくみます。
- ・ 市民活動の場として緑をいかします。
- ・ 地域の顔づくりやにぎわいづくりなど、地域の魅力向上に緑をいかします。

緑とのふれあいを楽しみながら続けられる緑化活動の推進、緑化意識の啓発、緑化活動を担う人材の育成、緑にふれる楽しさを伝える情報発信など、緑化活動をきっかけに地域コミュニティ形成や地域で見守る安全安心なまちづくり等へ広がることを目指して、市民参画により緑をはぐくむための仕組みや機会づくりを進めます。

子育て支援や高齢者の健康づくり、環境教育や環境学習、地域コミュニティ形成、観光など、他分野との連携により暮らしを豊かにする様々な市民活動の場として公園やオープンスペースを活用します。

地域の顔となる場所でのにぎわいづくりや歴史文化資源と一体となった景観づくりなど、地域の魅力向上に緑を活かします。



市民目線の効果

- ・ 生きがいやまちに愛着を感じながら暮らせるようになります。
- ・ 市民同士の交流が生まれ、いつでも人の顔が見え、安心して暮らせるようになります
- ・ 大東の魅力が市内外へ広がり自分のまちに誇りを持てるようになります。
- ・ 活気を感じながら暮らせるようになります。

3 緑地の配置方針および都市公園の整備方針

緑の将来像と、それを支える3つの基本方針を実現するため、効率的な施策展開に向けて緑地の配置方針および都市公園の整備方針を示します。

(1) 緑地の配置方針

本市には、保全・創出すべき重要な緑地があり、その配置方針を以下に示します。

■ **本市を代表する自然環境を保全します。**

- ・生駒山系の樹林地等、寝屋川水系の水辺等

■ **歴史・文化資源と一体となった緑を保全します。**

- ・野崎観音を中心とした山裾部の歴史的風土と一体となった緑
- ・御領地区の水郷の名残を見せる歴史的街並みを演出する緑等

■ **市街地内の公園の整備等、緑を創出します。**

- ・中垣内浜公園等の都市公園等の整備
- ・既存公園の再整備

■ **緑道・水路散策路等を活用した緑のネットワークを形成します。**

- ・緑道・水路散策路の緑の確保
- ・駅前広場等の公共用地の緑や住宅地や企業用地等の民有地の緑の創出

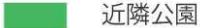
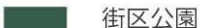
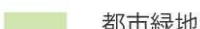
(2) 都市公園の整備方針

本市には、現在、大小あわせて40の都市公園があり、市街地における貴重な緑の空間として、都市の環境保全や改善、防災性の向上、都市景観の形成、市民のレクリエーションの場など、様々な役割を果たしています。これらの緑の役割をまちづくりに活かすため、今後も計画的に公園を整備していくことが大切です。

しかし、身近な公園が少ない地域が存在することや、開設から長い年月が経った既存の公園では、遊具などの公園施設の老朽化が進んでいるなどの問題があります。このような状況に対して、公園の適切な配置や公園の機能の充実に向けた再整備を計画的に進めるため、未着手の都市計画公園については見直しを検討するとともに、地域特性に応じて必要とされる機能の充実に向けて再整備を進めるなど、都市公園の整備方針を定め、公園整備に取り組んでいきます。

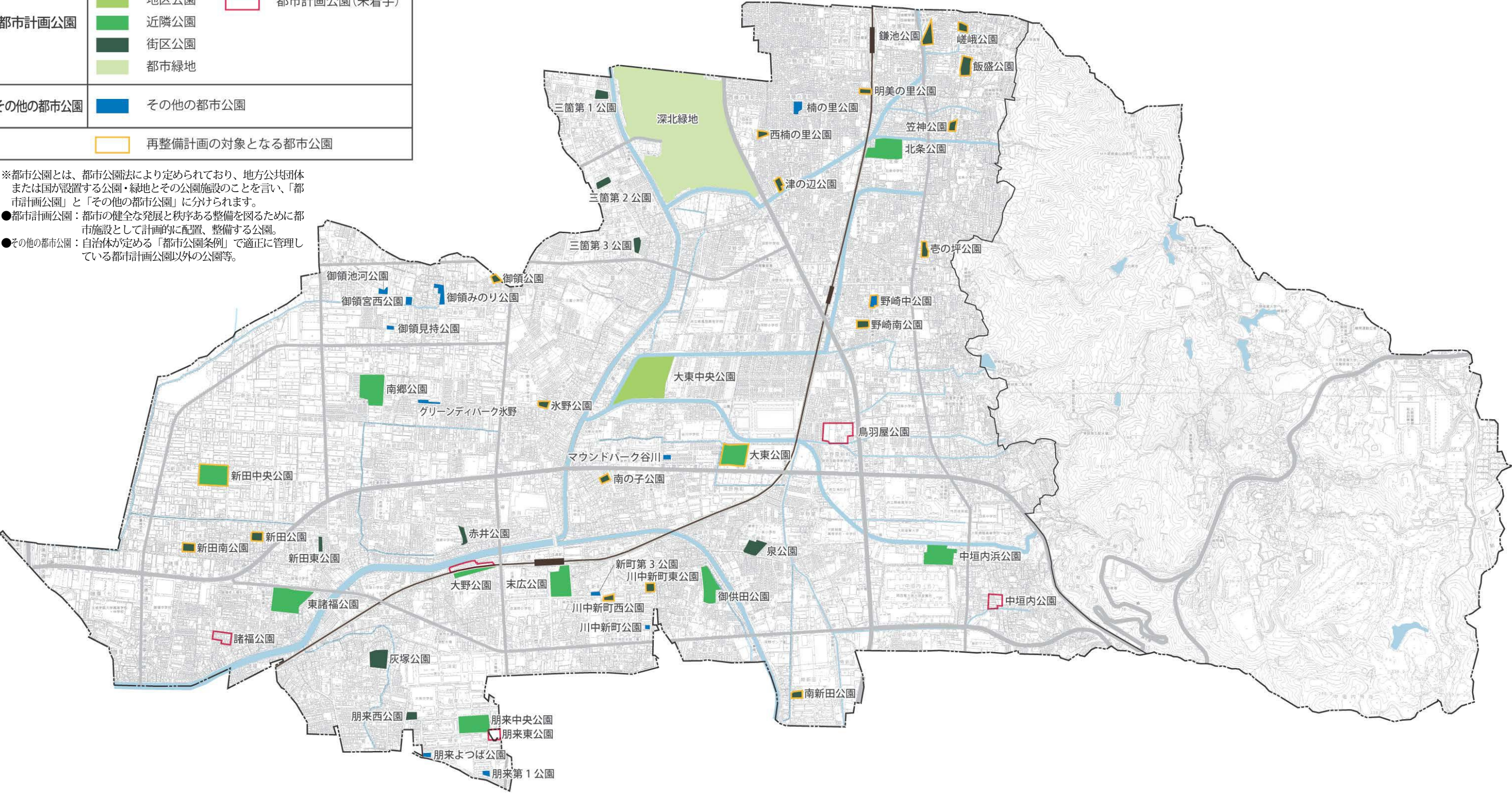
都市公園の整備方針図

都市公園

都市計画公園		地区公園		都市計画公園(未着手)
		近隣公園		
		街区公園		
		都市緑地		
その他の都市公園		その他の都市公園		
		再整備計画の対象となる都市公園		

※都市公園とは、都市公園法により定められており、地方公共団体または国が設置する公園・緑地とその公園施設のことを言い、「都市計画公園」と「その他の都市公園」に分けられます。

- 都市計画公園：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために都市施設として計画的に配置、整備する公園。
- その他の都市公園：自治体が定める「都市公園条例」で適正に管理している都市計画公園以外の公園等。



4 計画のフレーム

本計画の推進に際しては、市民、市民団体、事業者、大学、行政等が目標を共有し、ともに取組むために、目標年次における計画目標を設定します。

(1) 目標年次

総合計画の全面改定時期にあわせて、平成 42 年を目標年度とします。

目標年次	平成 42 年（2030 年）
------	-----------------

(2) 計画対象区域

大東市域全域（1,827ha）を対象とします。

計画対象区域	市域全域（1,827ha）
--------	---------------

(3) 将来人口

「大東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成 27 年 9 月）」に示されている平成 42 年（2030 年）の推計人口 129,045 人を本計画の将来人口とします。

将来人口	129,045 人（平成 42 年度（2030 年度））※
------	-------------------------------

※出典：「大東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（平成 27 年 9 月）、大東市の人口の推移と長期的な見通し

(4) 都市計画区域の規模

都市計画区域および市街化区域、市街化調整区域の面積については以下の通りです。

区域区分等	現況（平成 28 年）
大東市域	1,827ha
都市計画区域面積	1,827ha
市街化区域面積	1,187ha
市街化調整区域面積	640ha

5 計画の目標

本計画の推進に際しては、市民、市民団体、事業者、大学、行政等が目標を共有して取り組むために、目標年次における計画目標を設定します。

(1) 目標水準の設定

本計画の目標設定にあたっての基本的な考え方としては、目標水準を現状程度に留めるとともに、これまでに対象としていなかった校庭や河川・水路、公共施設の緑、神社仏閣などの民有地の緑も市民の「暮らしを豊かにする」ために必要な緑として捉え、都市公園、公共施設緑地・民間施設緑地、地域性緑地等の緑を対象とし、全体として緑の量を確保することを目指します。

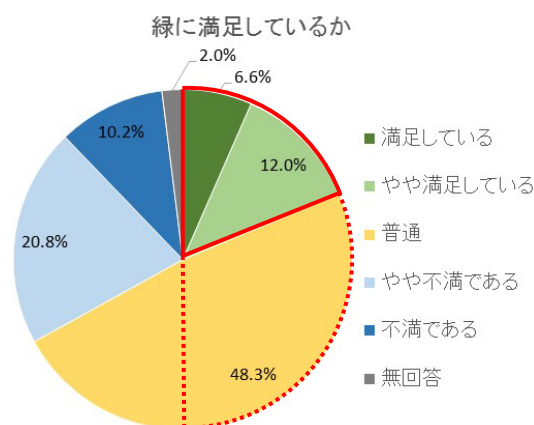
具体的な目標水準としては、第4次大東市総合計画では、【第3章 第2節「限られた緑と水辺を大切に、暮らしにうるおいを見出す」ために】において、達成指針として平成32年における目標値を以下のように設定しており、本計画においてもこれを踏襲し、目標値の達成に向けて取り組みます。なお、本計画の最終的な目標年次である平成42年の目標水準については、大東市都市公園条例に基づく目標値の達成に向けて取り組みます。

表 目標水準

目標値	平成28年 実績	平成32年 総合計画の達成指針	平成42年 目標水準
市民一人当たり都市公園 面積	3.6 m ² /人	4.06 m ² /人	5.0 m ² /人
水路・公園・里山保全に関 するアドプト件数	21 件	26 件	30 件

(2) 緑への満足度の把握

市民アンケート結果から、緑の量の確保を中心とした取組を実施してきた結果、緑の量については一定量を確保することができましたが、市民の実感としては、緑は少ない状況であり、緑への満足度も高いとは言えません。そのため、今後は緑によって市民の「暮らしが良くなった」という実感を高める取組を進める必要があります。その進捗確認のため緑への満足度を継続的に把握していきます。



○市民アンケート結果（平成27年度実施）より把握した緑への満足度

「満足している」「やや満足している」の割合 18.6%

⇒「満足している」「やや満足している」を増やす。

（※目安として、「満足している」「やや満足している」あわせて50%以上を目指す）

(3) 目標指標の設定

各基本方針にもとづく取組の進捗状況をはかるため、基本方針ごとに目標指標を設定します。

基本方針 1

緑をまもる・つたえる

目標指標 1 : 「緑に満足しているか」

【効果測定】 市民アンケートにおける『緑に満足しているか』の設問に対する「満足している」の回答数の割合

平成 28 年 18.6% ⇒ 平成 42 年 50%

目標指標 2 : 「10 年で緑が減った」

【効果測定】 市民アンケートにおける『10 年間で緑が増えたと思うか』の設問に対する「減った」および「やや減った」の回答数の割合

平成 28 年 16.3% ⇒ 平成 42 年 0%

基本方針 2

緑をつくる・むすぶ

目標指標 1 : 公園 1 人当たりの面積

【効果測定】 公園 1 人当たりの面積（実績値）

平成 28 年 3.6 m²/人 ⇒ 平成 42 年 5.0 m²/人

※大東市都市公園条例において、住民一人当たりの敷地面積の目標は、5 m²以上としています。

目標指標 2 : 「公園を利用するか」

【効果測定】 市民アンケートにおける『公園を利用するか』の設問に対する「利用する」の回答数の割合

平成 28 年 40% ⇒ 平成 42 年 70%

基本方針 3

緑をはぐくむ・いかす

目標指標 1 : アドプト締結件数

【効果測定】 道路、公園などアドプト制度に基づき、アドプトを締結した件数

平成 28 年 21 件 ⇒ 平成 42 年 30 件

目標指標 2 : 「緑化活動をしているか」

【効果測定】 市民アンケートにおける『緑化活動をしているか』の設問に対する「している」の回答数の割合

平成 28 年 35.9% ⇒ 平成 42 年 50%